

# 適合のためのシステムづくりと連携のあり方

## ～福祉用具・住宅改修の適正給付に向けて～

介護保険制度が始まって間もなく4年。昨年4月には制度開始後初めての介護報酬改定が行われるなど、制度自体は順調に浸透しているようです。しかし同時に様々な問題も見え始め、厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会でも、制度の見直しに向けての議論が行われています。

福祉用具・住宅改修の部分でも、制度創設当初と

給付費で比較してみると、その普及が急速に進んでいることがわかります。その一方で、適正給付についての議論もあり、関心度はますます高くなっています。

そこで今回は、福祉用具・住宅改修を行ううえで必要不可欠な「適合」のしくみづくりについて考えてみたいと思います。

### 自立支援型サービスとは

ある動作ができるかできないかは、その人の置かれている状況(環境)によって大きく影響を受けます。特に介護の現場では環境を変えれば本人ができることも、介護者が手を出してしまいがちです。介護保険の基本理念にある「自立支援」の観点から考えれば、福祉用具を含む道具や住宅と、本人の心身との適合を図ることが、介護等の人的援助よりも先に提供されるべきだと考えられます。介護者には、利用者の生活環境を整えることで「できる」ようになる動作がないかを考え、その上でどうしても「できない」部分について、適切な技術や方法を用いて援助していくことが求められています。しかし、人的援助が優先され、生活環境を整備することはあまり考慮されていません。また、せっかく福祉用具を導入したり住宅を改修しても、有効に機能されていないことも少なくありません。これは「対象者を取り巻く道具や住宅といった生活環境と、対象者自身の心身機能・能力との適合を図ることで生活支援を行う」しくみの整備が必要不可欠にもかかわらず、福祉用具や住宅というモノのみに焦点が当たりがちとなり、使

う人との「適合」が適切に行われていない状況から起きている問題だと考えられます。

### 福祉用具・住宅改修のシステム化に向けて

本年一月に、厚生労働省の「高齢者リハビリテーション研究会」が中間報告を公表しました。

今後の高齢者のくらしを支えるリハビリテーションのあり方についてまとめられたこの報告の中で、福祉用具・住宅改修については、専門職の不在により介護の程度と合わない、あるいはかえって本人の自立を阻害したり不幸な事故につながってしまうなどの福祉用具の貸与、購入に関する問題と、住宅改修との連携不足などが要因となっており、踏まえ、

- ①福祉用具や住宅改修は、その必要性の判断、適切な福祉用具・住宅改修内容の決定、取り付け・調整、使い方指導、モニタリング等の過程を経て行われるもの
- ②今後、福祉用具・住宅改修を日常生活活動上の重要な手段として位置づけ、その導入のプロセスにリハビリテーション専門職が関与するべき
- ③訪問リハビリテーションや通所リハビリテーション、施設入所やショートステイの場において、在

宅で使用する福祉用具を用いた日常生活活動の向上に向けた指導・訓練や、住宅改修を具体的に想定した日常生活活動訓練を積極的に行う必要がある

といった三点の大きな方向性を示しています。

### 福祉用具等適合評価事業

このように介護保険における福祉用具・住宅改修導入過程に課題のある中で、利用者それぞれの「自立支援」を考えていくには、先に触れた「適合」のしくみづくりが必要不可欠です。現在、本県では「福祉用具等適合評価事業」として、市町村の相談体制の支援に向け、かながわともしびセンター福祉用具展示場(以下、当センター)を拠点に、リハビリテーション関係者や建築士とのチームによる相談事業を実施しています。

この事業では、市町村社協や在宅介護支援センターが、福祉用具・住宅改修に関する支援の一次相談窓口となり、当センターがその窓口を支援するという重層的な支援体制を目指して取り組んでいます。現在、市町村で対応しきれない相談の場合、当センターで対象者や介護者への直接支援を行うことも多いのですが、一部市町村の保健職や在宅介護支援センター、介護